

<同居家族等がいる場合の生活援助の利用に関する Q&A>

Q1: 高齢者夫婦(事業対象者や要支援と要介護夫婦や夫婦とも要介護の方)も生活援助を入れる際は市役所に利用申出書を提出するのか。

A1: 提出をお願いします。(一人につき一枚ずつ提出してください。)

Q2: サービス付き高齢者住宅で夫婦部屋に入っている夫婦に生活援助で入る際も同様に利用申出書の提出は必要となるか。一人ずつ個室に入れば必要ないのか。

A2: 夫婦部屋も 1 人ずつ個室の場合も、同じ建物内は同居扱いとなるため、申出書は必要となりません。

Q3: 老計 10 号の一緒に行う身体介護となる場合も同居家族がいる場合は書類提出が必要か。

A3: 必要ありません。ただし、身体介護の自立支援見守りの算定は、基本的には利用者が主体となって行うことが求められます。例えば、調理を一緒に行う場合、利用者にはできることは玉ねぎの皮をむくぐらいで、あとの刻みから煮炊き、盛り付けまでホームヘルパーが行う場合には「生活援助」と判断されます。どれぐらいの利用者の参加が可能なのかを事前にアセスメントしケアプランを立ててください。計画通りに実施できなければ「自立支援見守り(身体介護)」から「生活援助」に計画を見直すことも必要となります(ただし、突発的な場合は除きます。)また、明らかに利用者の能力に見合わないと思われる見守りの援助のプランであれば「身体介護」として算定できません。

(R2.4.6 更新分)

Q4: 夫婦 2 人暮らしの生活援助を使用する際は 2 人の名前で別々に入らなければならないのか。

どちらか片方の名前で入るだけでは夫婦分のサービス(買い物や掃除等)は行えないのか。

A4: 本来は夫婦それぞれのケアマネジメントを実施して、それぞれに対し必要なサービスを提供すべきと考えます。しかし、それぞれ別の時間に買い物や掃除等に入ることは、生活の実態からして不自然です。通常は、これまで買い物や掃除等を行っていた方のニーズとしてプランに位置付けるものと考えますが、夫婦 2 人分のニーズであれば、どちらに位置付けても、きちんとした根拠があれば問題ないと考えます。もちろん、買い物等について、本人のためだけに必要な援助(例: 本人のみの衣類の購入など)であれば、本人のプランに位置づけます。

(R6.3.19 更新分)

Q5: 同居家族が介護認定を持っている場合も、申出書の提出が必要か。

A5: 介護認定を持っていても、同居家族であることに変わりないため提出が必要です。

Q6: 同居家族がいても「生活援助」の算定ができる場合は、共用部分の掃除も可能か。

A6: 共用部分(居間、食堂、台所、浴室、トイレ等)の掃除は原則としてできません。ただし、以下のよ

うな場合は利用者の状態と生活実態によって個別に判断し、算定可能な場合があります。

【例】①同居家族が要介護認定を受けている高齢者の夫婦のみである場合。

②家族は朝早くから夜遅くまで就労しているため、トイレをほとんど利用しておらず、本人の失禁や失敗により衛生面、転倒防止の観点から日中にトイレ掃除が必要である場合。

Q7:同居家族が入院することになり、利用者が自宅で独居状態となってしまう。これまで、同居家族が家事をやっていたため、家族の入院中は生活援助を利用したいが、この場合も申出書の提出が必要か。

A7:「同居家族等がいる場合の生活援助の利用申出書」の提出が必要か否かは、生活実態で判断してください。今回、同居家族が入院で、利用者が独居状態になるため、申出書の提出は必要ありません。ケアプランや支援経過に、同居家族が入院していたため、生活援助の利用を行った旨を記載してください。同居家族の退院後も生活援助を引き続き利用する場合には、申出書の提出が必要となります。

その他、いただいた質問に対する回答は、随時更新していきます。